

生駒市条例第4号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月14日

生駒市長 山下 真

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和35年6月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）

第39条第2項の規定による占用料の額及び徴収方法並びに法第73条第2項の規定による延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条の見出し中「納入」を「徴収方法」に改め、同条第1項本文を次のように改める。

占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間））に係る分を、当該占用の許可又は同意をした際（電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した際（当該許可又は当該協議に係る電線共

同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際)) に徴収する。

別表備考以外の部分中「630円」を「560円」に、「970円」を「860円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「560円」を「500円」に、「900円」を「800円」に、「1,200円」を「1,100円」に、「56円」を「50円」に、「6円」を「5円」に、「550円」を「490円」に、「340円」を「300円」に、「1,100円」を「1,000円」に、「470円」を「420円」に、「24円」を「21円」に、「34円」を「30円」に、「51円」を「45円」に、「67円」を「60円」に、「100円」を「90円」に、「130円」を「120円」に、「240円」を「210円」に、「670円」を「600円」に、「600円」を「610円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に許可を受けている道路の占用に係る当該期間の占用料の額については、改正後の生駒市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。